

令和 7 年 7 月 4 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
住 宅 局 建 築 指 導 課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代 表 03-5253-8111

準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の
一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 7 年 3 月 7 日(金)から令和 7 年 4 月 5 日(土)までの期間において、準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。

上記告示案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※13 の個人・団体から合計 31 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

※以下「法」とは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）を、「令」とは建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）を、「施行規則」とは建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）をいいます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
（１）耐火二層管の口径等について		
1.	本告示に規定する外管肉厚等の表の数値に係る基準等に適合する仕様の耐火二層管については、大臣認定を取得していなくても防火区画等を貫通することが可能となるが、当該基準等に適合しない仕様の耐火二層管で防火区画等を貫通する場合は、これまでどおり大臣認定の取得が必要と考えてよいか。	ご認識のとおりです。
2.	本告示に規定する耐火二層管の内管の塩化ビニル管について、JIS 規格への適合に係る規定はあるか。	本告示において、内管の塩化ビニル管については、「JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）に規定する VP、HIVP 若しくは VU、JIS K 6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）に規定する VP 若しくは HIVP、JIS K 6776（耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管）に規定する HT 若しくは JIS K 9798（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管）又はこれらと同等以上の品質を有するもの」と規定します。
（２）貫通部分の防火区画等の仕様について		

3.	耐火二層管の区画貫通に係る大臣認定において、①貫通部の前後 1m の部分を耐火二層管とすること、②立管部分はすべて耐火二層管を使用することなど、施工上の仕様が示されている場合がある。 本告示の中で、耐火二層管の使用範囲について取扱いを明確にしてほしい。	ご意見を踏まえ、①の「耐火二層管が防火区画等貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に 1メートル以内の距離にある部分」については、本告示における耐火二層管の外管肉厚等の表を適用する際の条件として、耐火二層管であることを求める規定を設けます。 一方で②の立管に関しては、令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号ただし書きにおいて、準耐火構造の床若しくは壁等で他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については同号の適用を除外されているため、同号の外径に係る数値の詳細を規定する本告示において、当該部分に設置される立管を耐火二層管とすることを求める規定は設けません。 なお、耐火二層管が防火区画等貫通する場合における施工上の留意事項等については、技術的助言において示す予定です。
4.	耐火二層管の大臣認定における「施工方法」の項目において、不燃材料で造ることとされている部分及びこれに連続する部分については一体的に耐火二層管を用いて施工することとされている場合がある。 本告示施行後、令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号ただし書の規定に基づき、1 時間準耐火基準に適合する壁等で区画されたパイプシャフト内をポリ塩化ビニル管（VP）とし、区画貫通部及びその部分以降を当該告示の管径等の基準に適合する耐火二層管としても問題ないか。	本告示においては貫通部及び貫通部から両側に 1メートル以内の距離にある部分を耐火二層管とすることを求める一方、パイプシャフト内については令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号ただし書の規定により同号の適用除外となっているため、ご指摘の施行方法について、本告示の外径に係る表に適合する場合には適法となります。
5.	大臣認定書で貫通部の埋め戻し材が指定されている場合があるが、本告示施行後は、外管肉厚等の表の数値に係る基準に適合する仕様の耐火二	前段についてご認識のとおりです。 後段の「その他の不燃材料」に関して、貫通部分等に応じた

	層管については、令第 112 条第 20 項の規定によるモルタルその他の不燃材料を用いればよい。 その場合、同項に規定される「その他の不燃材料」の解釈や施工方法について明確化してほしい。	施工方法等については、技術的助言において示す予定です。
6.	防火区画等の貫通部に継手を使用する場合も本告示を適用可能か。また、適用可能な場合、外管肉厚等の数値は継手のどの部分で判断すべきか。	継手が防火区画等の貫通部に配置される場合でも、本告示の規定を適用することが可能です。継手における外管肉厚等の数値について、内管の肉厚並びに外管の外径及び肉厚にあってはその最小値、内管の外径にあってはその最大値で判断してください。
7.	耐火二層管を電線管の予備配管として用いる場合、内部に電線管等を挿入していない場合については、当該管の先端を密閉する必要があるか。	ご認識のとおりです。
8.	「給水管等が貫通する部分の被覆厚」とは何を指すのか。	本告示において「被覆厚」は、耐火二層管が貫通する防火区画等で、当該防火区画が内部に中空部を有する床又は壁にあっては当該床又は壁の厚さから当該中空部の厚さを差し引いた厚さを、内部に中空部を有しない床又は壁にあっては当該床又は壁の厚さを指します。
9.	本告示の耐火二層管に係る規定は、エレベーターシャフト等の片壁防火区画を貫通する場合でも適用可能か。	片壁防火区画のうち、防火区画を構成する防火被覆の厚さ（防火性能に影響しない化粧張り等を除く。）が本告示で規定する貫通部分の防火区画等の構造方法に適合する場合は、適用可能です。
（３）その他		
10.	施行規則第 1 条の 3 第 4 項により、確認申請の添付図書には、「給水管、配電管その他の管が防火区画を貫通する部分の位置及び構造」を明示す	建築物の計画が建築基準関係規定に適合しているか否かの審査において、令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号ロの規定が

	べきとしているが、本告示の規定を適用する場合においては、図面等に、貫通する防火区画等の壁や床の仕様、耐火二層管の外管肉厚等を明示しなければならないということか。	適用される配管設備にあつては、一般的に、本告示に規定する外径に適合していることを示すために必要な事項を明示すべきと考えられます。
11.	本告示施行後においても、過去に取得した耐火二層管に係る大臣認定は有効であり、図面等を作成するに当たって、本告示に適合した仕様とするか、過去に取得した大臣認定の仕様によるかは、設計者において判断してよいのか。 また、本告示が施行された後、既に取得している大臣認定の効力は無効となるのか。	令第129条の2の4第1項第7号において、防火区画等を貫通する管の構造は、同号イからハまでのいずれかに適合することを求められているところ、どの規定に適合させるのかは、設計者の判断によります。 また、過去に取得済みの耐火二層管に係る大臣認定が本告示の施行に伴って無効になることはありません。
12.	今回の改正により、建築基準法に基づく本告示の規定内容と消防法令での規定内容との相違が生じ、どちらを適用するのかについて混乱が生じるのではないか。	本告示は建築基準法に基づく規定であるため、消防法令が適用される建築物等につきましては、あわせて消防法令の規定にも適合させる必要があります。
13.	完了検査時に防火区画等を貫通する耐火二層管が本告示の規定に適合しているかは、どのように確認することになるか。	法第7条に基づき、完了検査の申請にあたっては当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類を添えて行うとしているところ、当該確認に要した図書及び書類を用いて、建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することとなります。 一般的には、大臣認定仕様の耐火二層管が防火区画等を貫通している場合の確認における方法と同様の方法で検査することが考えられますが、個々の建築物において具体的にどのように検査するのかは、個々の建築物の状況に応じて建築主事等又は指定確認検査機関において判断される事項となります。

14.	耐火二層管の外管肉厚等の表における内管、外管の寸法の値は何に基づいて規定されているか。	令和5年1月に刊行された排水・通気用耐火二層管の設計・施工マニュアル（耐火二層管協会作成）に掲載されている、耐火二層管の製品規格の最新版に基づいた数値としています。
-----	---	--